

「神奈川県国民保護計画変更案」に関する
ご意見をお寄せください。

神奈川県国民保護計画の変更案作成の経緯

- 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）及び国が策定した「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、県では、平成18年3月に「神奈川県国民保護計画」（以下「計画」という。）を作成しています。
- 国が国民保護法施行令を改正し、令和8年3月に基本指針の一部を変更したことなどに伴い、県として必要な事項の計画変更を行います。

つきましては、「神奈川県国民保護計画変更案」に関する県民の皆様から
のご意見を募集いたします。

ご意見の提出方法など（令和8年7月30日（木）消印有効）

1. 意見募集期間
令和8年7月1日(水曜日)から令和8年7月30日(木曜日)
2. 神奈川県国民保護計画変更案
県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び危機管理防災課において
閲覧できるほか、次のホームページでもご覧になれます。
【パブリックコメントページ】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/pub/c8301536.html>
3. 意見提出方法
添付の記入用紙や任意の用紙等を利用して郵送またはファクシミリでお送り
いただくか、インターネットから問い合わせフォームを利用してお送りくだ
さい。
 - ① 郵送：〒231-8588 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 あて
※ 所在地は省略できます。意見募集期間最終日までの消印があるものを
有効とします。
※ 手話を撮影・録画したDVDにより意見を提出される場合は、上記宛
先に郵送してください。
 - ② ファクシミリ：045（210）8829
 - ③ インターネット：危機管理防災課のホームページから問い合わせフォームを
ご利用いただけます。 <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0311/>
4. 問い合わせ先
神奈川県 くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課 企画グループ
電話：045（210）5945（直通）

1. 『神奈川県国民保護計画』とは

- 神奈川県国民保護計画は、県の国民保護措置の実施体制、県が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において県の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市町村の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めることにより、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、武力攻撃事態等において、県民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とした計画です。

2. 神奈川県国民保護計画変更案の基本的な考え方

■国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正点

- 救援の内容に「福祉サービスの提供」などを追加する。
- 「避難施設の指定」に、国の「避難施設の確保に係る基本的な方針」を踏まえることを追記する。
- 県の組織や地理的、社会的特徴などの時点修正を行う。

■法令改正等の反映

- 神奈川県国民保護計画は、政府における国民保護措置についての検証に基づき必要に応じて行われる国民の保護に関する基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

神奈川県国民保護計画の見直しに当たっては、神奈川県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

- 神奈川県国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、神奈川県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、速やかに県議会に報告し、市町村長及び指定地方公共機関に通知するとともに、公表する。

